



島根県報

平成27年8月11日（火）

号外第140号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第582号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	485号	隠岐郡西ノ島町大字美田2096番19地先から同番22地先まで	前	メートル 24.00～ 42.00	メートル 44.00	減幅 払下げ
			後	20.00～ 38.00	44.00	
県 道	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字美田2356番2地先から同2351番2地先まで	前	6.00～ 24.00	120.00	減幅 払下げ
			後	6.00～ 24.00	120.00	
"	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町釜上大上3番1地先から同地先まで	前	4.70～ 8.90	80.00	道路改良工事 拡幅
			後	11.50～ 19.80	80.00	

島根県告示第583号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年 8 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	津和野須佐線	鹿足郡津和野町中曾野916番3地先から同928番6地先まで	メートル 264.43	平成27年 8月11日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	